資料2－6

令和８年６月
東京都福祉局

東京都失語症者向け意思疎通支援者養成事業等について

1　国の動向

養成事業

○　**平成30年度地域生活支援事業実施要綱改正**

⇒　既存の「専門性の高い意思疎通支援事業を行う者の養成研修事業」（都道府県必須事業）に失語症者向け意思疎通支援者の養成を追加

派遣事業

○ **平成28年度地域生活支援事業実施要綱改正**
⇒ 既存の「意思疎通支援事業」（区市町村必須事業）の対象者に失語症を明記

○ **平成31年3月　地域生活支援事業実施要綱改正**
⇒ 既存の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」(都道府県必須事業)に、下記内容が明記

失語症者の自立と社会参加を図るため、市区町村域を超える広域的な派遣、複数市区町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村等での対応が困難な派遣を可とするため、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。

2　都の事業概要

1　失語症者向け意思疎通支援者養成講習会

失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム（厚生労働省策定）を基本として、「一般社団法人東京都言語聴覚士会」に委託して実施する。
なお、令和８年度の講習会は、必修基礎コースは7月５日、応用コースは6月20日開講（一部講義はWEB配信にて実施）

○講習会内容

コース	定員等	養成目標
必修基礎	定員40名 (40時間)	○失語症者の日常生活や支援のあり方を理解し、１対１のコミュニケーションを行うための技術を身に付ける。 ○日常生活上の外出に同行し意思疎通を支援するための最低限必要な知識及び技術を習得する。
応用	定員20名 (40時間)	○多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために、応用的な知識やコミュニケーション技術を習得するとともに、併発の多い他の障害に関する知識や移動介助技術を身に付ける。

○　必修基礎コース及び応用コースともに実習を含む
○　次年度受講者募集時期：令和９年３月を予定

2　失語症者向け意思疎通支援派遣促進事業

失語症当事者と意思疎通支援者が集まる会話サロンを立川市に設置し、各月１回のサロン運営を「一般社団法人東京都言語聴覚士会」に委託して実施する。
令和８年度は、４月に支援者等説明会を実施、サロンは４月から開催中。区市町村等職員の見学会は９月から実施予定（事前予約制）。

3　失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修

厚生労働省が実施する失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修参加に要する交通費及び宿泊費を支給。平成29年度1名、平成30～令和2年度は各2名、令和3年度は10名（会場1名、オンライン9名）、R4年度は9名（会場1名、オンライン8名）、令和5年度は8名（会場1名、オンライン7名）、令和６年度は１０名（会場1名、オンライン９名）、令和7年度は９名（会場1名、オンライン８名）参加。令和８年度においても募集予定(募集定員は会場1名、オンライン9名以内)